

国民生活審議会 消費者政策部会  
第 13 回議事録

内閣府国民生活局消費者企画課

第13回 国民生活審議会 消費者政策部会  
議事次第

日 時：平成21年7月1日（水）15:00～17:02

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 消費者庁関連3法の成立について
- (2) 新たな消費者基本計画の策定に向けて
- (3) 消費者契約に関する検討委員会及び消費者安全に関する検討委員会について
- (4) その他

3. 閉 会

第 21 次国民生活審議会消費者政策部会 委員名簿

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	神 田 敏 子	前全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	前社団法人消費者関連専門家会議理事長
	齋 藤 憲 道	パナソニック株式会社法務本部顧問
	齋 藤 ひろみ	元千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	一般社団法人 E C ネットワーク理事
	品 川 尚 志	前日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	前日本ハム株式会社社外取締役
	原 ま さ よ	佐賀県消費生活センター相談員
	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 卷 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 19 名

○松本部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「国民生活審議会消費者政策部会」を開催いたします。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は3つの議題を予定しております。

第一に「1 消費者庁関連3法の成立について」。

第二に「2 新たな消費者基本計画の策定に向けて」。

第三に「3 消費者契約に関する検討委員会及び消費者安全に関する検討委員会について」でございます。

最初に事務局から配付資料の御確認をお願いいたします。

○川辺消費者企画課長 失礼いたします。議事に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に「国民生活審議会第13回消費者政策部会議事次第」とございます。

配付資料につきましては、資料1「消費者庁関連3法について」という、分厚いクリップでとめたものがございます。

資料2「新たな消費者基本計画の策定に向けて（案）」という2枚紙がございます。

資料3-1「消費者契約に関する検討委員会の取扱いについて（案）」でございます。

資料3-2「消費者安全に関する検討委員会報告書」という、若干厚目の報告書がございます。

配付資料には書いてございませんが、今日、御欠席の神田委員から「消費者安全に関する検討委員会報告書に関連する意見」というものが配られていると思います。

資料は以上でございますが、お手元でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

松本先生、お願いいたします。

○松本部会長 それでは、議題「1 消費者庁関連3法の成立について」でございます。御存じのように、関連3法は5月末に可決・成立して、去る6月4日に消費者庁・消費者委員会設立準備室が立ち上がったと伺っております。

議事に入ります前に、消費者庁・消費者委員会設立準備室長を兼ねておられます田中国民生活局長から一言お願いいたします。

○田中国民生活局長 消費者庁・消費者委員会設立準備室長を拝命いたしました田中でございます。

ただいま御紹介がありましたとおり、消費者庁関連3法案は5月29日に成立し、6月4日に消費者庁・消費者委員会設立準備室が設立されました。

麻生総理は、消費者庁を安心できる社会の構築に向けた大きな柱と位置づけ、9月にも発足させるとの意向を表明されております。

設立準備室といたしましては、これを国民に向けた総理の決意であると重く受け止め、その期待に応えていくよう全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様の御指導・御鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

○松本部会長 ありがとうございます。

それでは、議題「1 消費者関連3法の成立について」御説明をいただきたいと思っております。

資料1に基づきまして、熊埜御堂内閣官房消費者行政一元化準備室参事官、川辺内閣府国民生活

局消費者企画課長から御説明をお願いいたします。

○熊埜御堂内閣官房消費者行政一元化準備室参事官 内閣官房の熊埜御堂でございます。よろしく  
お願いします。

恐縮ですが、着席で説明させていただきます。

配付資料の資料1に基づきまして、私から資料1-1～1-6まで説明をさせていただいて、資  
料1-7につきましては、川辺課長から御説明をいただくという段取りにさせていただきます。

今、御紹介にありましたとおり、消費者庁関連の法律でございますけれども、5月29日に成立  
ということになりました。国民生活審議会の部会におかれましては、前回の第12回におきまして、  
1月28日に川口参事官から法案の概要を説明しておるところでございましたので、本日はその概  
要を説明したところから、国会の議論で修正されたこと、また附帯決議で加わったこと等を中心  
にいたしまして、私から御説明をさせていただきます。

資料1-1でございますけれども「消費者庁及び消費者委員会創設後の消費者行政のイメージ」  
というものがございます。

1月のときに説明したところと大きく変わったところは、消費者委員会が消費者庁とは独立した  
形、内閣府本府に設置とございますけれども、前回御説明したときは、消費者政策委員会という形  
で消費者庁の下にあったわけでございますけれども、それが出る形になって、内閣府本府に設置さ  
れたところが与野党協議で修正されたところでございます。後ほど触れますけれども、修正され  
たところは、一番大きな修正となります。

消費者委員会の中のところに書いてございます独立して職権を行うということが、規定上追加  
されたところです。

また、内閣総理大臣に対して、勧告・報告要求とございますが、報告要求は消費者安全法のと  
ころでございますけれども、追加されたということが大きな修正になっております。

経緯を簡単に御説明いたしますが、3月17日、衆議院本会議で、このときは政府の提出法案3  
本と民主党からの提出法案2本ございました。民主党の提出法案は、消費者権利院法案という法案  
と消費者団体訴訟法案という法案でございますけれども、この2本の法案、合わせて5本の法案に  
ついて趣旨説明、質疑が行われまして、同日の衆議院の消費者問題特別委員会で提案理由説明の聴  
取が行われた上で、翌日から審議ということになりました。総理、関係大臣も出席した審議が行わ  
れたほか、参考人からの意見聴取もございました。また4月6日には、北海道、兵庫県において、  
いわゆる地方公聴会も開催されるなど、延べではおよそ60時間に及ぶ審議が行われました。

衆議院の委員会における審議と並行いたしまして、与野党間で修正協議が進められまして、委員  
会の質疑終局時までにはその協議が整いまして、4月16日でございますが、自民党、民主党、無  
所属クラブ、公明党、日本共産党、社民党、国民新党、6党派共同提案によりまして、政府提出の  
消費者庁関連法案に対する修正案が提出されたということでございます。

修正案が全会一致で可決という運びになるわけですが、これについては、資料1-2を御  
覧ください。「国会において修正された事項」というものがございます。ここで主立った修正事項  
について御説明させていただきたいと思っております。

「1. 消費者庁設置法」でございますけれども「任務規定」のところで、消費者の権利の尊重等を追加。これは前後しますが、資料1-4で「消費者庁及び消費者委員会設置法のポイント」というものがございますが、その冒頭のところで「消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり」という言葉が入っておりますが、これが法文上追加されたということでございます。消費者の権利の尊重等を第3条に追加したという内容でございます。

先ほどちょっと触れましたが、消費者庁に設置されていた消費者政策委員会が内閣府に設置されて、消費者委員会と修正され、委員は独立してその職権を行うという条文が第7条に入れられました。

「人数」でございますが、政府案は15人以内だったんですけども、修正案では機動性を確保するという整理だと承っておりますが、10人以内にされました。

「勤務形態」は、非常勤で変わらずということでございます。

法案の修正について申し上げます「権限」のところで「①諮問に応じ重要事項を調査審議」「②内閣総理大臣、各省大臣に意見」という順番を改めまして、自ら行うところを重視する意味もございまして「①内閣総理大臣、各省大臣に建議」を上を持ってきて「②諮問に応じ重要事項を調査審議」というものを第2号に持ってくるという順序の変更を行っているところでございます。

その辺りが消費者庁設置法案に係る大きな修正事項でございます。

「附則等に規定された事項」のところでございますが、消費者庁設置法の中の附則でいろいろな見直しの規定が盛り込まれておりまして「所管法律」については、3年以内に消費者関連法律についての消費者庁の関与の在り方を見直せ。

「体制整備」についても、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターのさらなる体制整備を検討。

「地方消費者行政」については、3年以内に国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加える。

2 ページですが「適格消費者団体への支援」は、3年以内に国の支援の在り方について見直し。

「被害者救済等」につきましても、3年を目途に加害者の財産の隠匿または散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益を剥奪し、被害者を救済するための制度について検討という附則の条項が盛り込まれているところでございます。

「2. 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」です。これについての修正事項は、内閣府設置法の修正が主立った内容ございまして、特命担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確化するための修正という内容でございます。

例えばほかのところの所管法令を幾つにするかとか、そういったようなところでの修正はございませんでした。

「3. 消費者安全法」での修正でございますが、結果の概要を公表するとなっておりますものを結果のそのものの公表にするという修正。

「消費者教育」について、国及び地方公共団体の責務に追加をするという修正。

先ほどもちょっと触れました第20条第2項でございますが、内閣総理大臣に対する勧告など報

告要求の権限の規定を追加。

これは附則でございますけれども、3年以内に財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討する旨の附則を追加ということで、この辺りが修正されているということでございます。

資料1-3でございますが、修正事項はございましたし、法律の名称が変わっているということもございますが、基本的には資料1-3の大きなスキームについては変わっておりません。

消費者庁及び消費者委員会設置法という組織法に加え、作用法として、関係法律の整備法がございます。これはここに例示されているような表示、取引、安全という法律を含めて、消費者庁に各府省からの移管・共管として持ってくるものです。

すき間もしくは各省庁所管法について、措置要求ということで、消費者安全法がございます。

関連3法の関係については、1月に御説明したときのスキームと基本的には変わっていないという御理解で結構でございます。

資料1-4でございますけれども、そういったような内容でやられたものです。時間の関係もございまして、もし御質問があれば受けましても、基本的に説明は省略させていただきます。

そういったような内容の修正案がとりまとめられまして、それに関して、4月16日の衆議院の特別委員会において、原案、修正案を併せて討論を行って、各案について採決し、全会一致で修正議決ということになりました。

その際、これは後ろの方に資料で、修正した消費者庁・消費者委員会設置法、消費者安全法に加えて、附帯決議を衆議院と参議院の双方について入れておりますが、衆議院の方では、23項目に及ぶ附帯決議が付されております。その結果を踏まえて、翌日4月17日、衆議院本会議において全会一致で可決され、参議院に送付ということになりました。

参議院におきましては、4月22日の本会議におきまして、消費者問題に関する特別委員会が設置され、衆議院で修正された消費者庁関連法案の趣旨説明、質疑が行われました。参議院でも参考人からの意見聴取、公聴会等が行われましたが、延べで約30時間という審議を経まして、平成21年5月28日に委員会で、衆議院で修正された3法案、いずれも全会一致で可決。その際、34項目に及ぶ附帯決議が付されております。

これらの法案につきましては、翌日5月29日、参議院本会議において全会一致で可決され、成立いたしました。

3法案の公布につきましては6月5日、施行は公布の日から起算して1年を越えない範囲内ということで、先ほど9月にもという話がございましたので、その施行に併せて、施行日を制定していくという作業スケジュールになってくるかと考えております。

附帯決議で示された事項というものも、衆議院では23項目、参議院では34項目にわたると申し上げましたか、いちいち指摘していると非常に時間もかかりますものですから、主立った内容について、簡単に触れさせていただきます。

消費者委員会の機能の発揮について、修正で消費者庁を含む消費者行政全般に対する監視機能を消費者委員会が有することになったということで、この辺りについては、参議院でもかなり突っ込

んだ議論がおこなれましたし、これについて附帯決議も付されているところでございます。

地方消費者行政の充実についてということで、これは川辺課長から御説明があると思います。

先ほど附則の方で触れましたが、違法収益剥奪の仕組みづくりに向けた検討、消費者団体に対する支援、消費者教育の推進、この辺りが検討事項になっております。

一応こういったような段取り、手順を経まして、消費者庁・消費者委員会設置3法案については成立したということで、今後、内閣府に置かれております消費者庁・消費者委員会設立準備室の方で設立に向けての準備作業、内閣官房の方では政令の制定に向けての準備作業ということで、仕事を進めているところでございます。

私からの説明は以上です。

○川辺消費者企画課長 続きまして、資料1-7を御覧ください。「地方消費者行政活性化に向けた取組について」という2枚の紙がございます。

今回の国会の御審議などでもそうでしたが、やはり地方の消費者行政の活性化については、重要であるという認識は、与野党の方皆さん大きな認識として共有されていたと思います。

今、内閣府が取り組んでおります消費者行政の活性化に向けた取組みについての考えを御説明させていただきます。国としては、今、大きく3つの柱を持って、地方消費者行政の活性化に取り組んでいるところです。

1つは、基金です。これは新聞等でも割と有名になっておりますけれども、交付金を各都道府県に配分しまして、都道府県ごとに基金をつくらせていただいて、その基金を活用していただいて、地方消費者行政を活性化する。

2つ目は、国民生活センターを使いまして、国としても自ら地方支援を行う。

3つ目は、地方の自主財源を拡充するというのも極めて重要でございますので、地方交付税措置の拡充。この3つでございます。

左側の緑のところは「地方消費者行政活性化のための基金の造成」でございます。これは総額260億、内訳を申しますと、昨年度の二次補正で150億円、今年度の一次補正で110億円、併せて260億円の交付金を集めまして、それを都道府県に配分することになっております。昨年度の150億円につきましては、既に都道府県に交付してございまして、今年度110億円につきましては、これから配分をすることになっております。

基金の特徴でございますが、1つは「メニュー方式の採用」です。次のページに12のメニューがございますけれども、いろんなメニューを提示しまして、都道府県及び市町村のそれぞれのニーズに合わせて、柔軟に事業を実施できることが1つの特徴でございます。

「地方独自の提案事業の支援」ということでございまして、メニューの中にオリジナル事業というものがございまして、我々もいろいろとメニューを考えんですけども、それでも考えが足りない部分もございまして、地方からの独自の提案についても基金を活かして事業をやっていただくということを考えております。

「事業の柔軟な実施」ですが、基金方式により約3年間のうちに柔軟に実施とございます。3年間のうちにやるということで、どうしても地方の消費者行政というのは、都道府県や市町村によっ

てペースが違うところもございますので、毎年補助金という形でやるのではなく、3年間の基金をつくりまして、3年間の中で地方独自のペースでできることをやっていく。そういうことを考えております。

「計画的な事業の実施」でございますが、さはさりながら、3年間とりあえず地方消費者行政活性化の計画を県ごとにつくっていただきまして、毎年事業計画をつくっていただき、その計画に基づいて事業をやっていただくことになっております。

これが基金の大体の考え方でございます。

右側のもう一つの柱であります「国民生活センターによる地方支援事業」は、3年間で約90億円でございます。

特徴としましては、そこに書いてあるように「○ 消費生活相談専門家による巡回訪問」。各県、地方にはベテランの相談員の方がいらっしゃるの、その方が割と規模の小さいような消費生活センターとか、消費生活センターに至らない行政の方が相談業務をやっているようなところにコメンターとして行っていただいて、アドバイスをしていただく。そんなような事業がございます。

「○ 消費生活相談員養成講座の拡充」でございます。従来は東京で1年に1回だけやっておりました養成講座につきまして、地方の都市でも開催をするというようなことをやっております。

もう一つ「情報共有体制の強化」として、PIO-NETにつきましても、非常に御要望が高かったということもございますので、PIO-NETについても追加配備を実施する。そういうことをやっております。

最後に下の方でございます。今、言ったことは国のお金を使ってやることでございますが、もう一つ、やはり地方の自主財源の拡充ということも重要でございますので、これは基準財政需要、必ずしもそのお金が全部消費者行政に回るのかということは、地方の自主性に任されておりますけれども、消費者行政に関係する基準財政需要を、去年までトータルで90億だったものを、今年は180億に拡充しております。そういう意味で、国からのメッセージとしては、消費者行政を倍増するというメッセージを地方交付税の措置を通じまして、地方に発出しているところでございます。

1枚めくっていただきますと、基金についての大きな概要の説明がございますけれども、基本的には市町村と都道府県とがでございます。

左側の図でございますが、緑のところを見ていただくと「市町村プログラム」とございます。これは3年間の市町村の大まかな方針を示していただきまして、それを都道府県に提出していただく。都道府県にはそれを取りまとめて、自分の県プラス自分の管内の市町村のトータルの大まかな方針をつくっていただく。これを国の方に提出していただく。現在11の県からこの計画が提出されておまして、大体この夏ぐらいまでには、ほとんどの県からお出しいただけると考えております。

その後、その計画に沿いまして、毎年ごとに事業計画をつくっていただきまして、この事業に幾ら使うということを市町村から挙げてもらいまして、管内を調整していただきまして、都道府県の方で毎年国の方に提出していただき、その事業計画に基づいて毎年事業をやっていただくと考えております。

主な支援メニューは右側にございます。①～⑫とございます。

①～⑦までと最後の⑫はもともと我々の一次補正のときの事業でございましたけれども、今度の二次補正の事業、今年度に入りまして、⑧～⑪までを更に追加させていただいております。

メニューとしましては、消費生活センターを最初につくるときのイニシャルコストの面倒を見るとか、③でございますが、相談員の養成に係る費用、または現在働いている相談員の方のレベルアップを図る、既存のそのような方の研修に関する費用などを見ることとしております。

また、特に今回国会の御審議などで大きな問題になったのは、相談員の方の人件費をどう取り扱っていくか、どう支援していくかということが大変大きな問題になりまして「⑧一元的相談窓口緊急整備事業」でございますが、集中育成強化期間、これからの3年間でございますが、その間に消費者庁が創設されて増大する業務に係る人件費、今の業務プラス $\alpha$ の部分につきまして、例えば人が増えたとか、今まで3日働いていた人が4日働かなければいけなくなったとか、特にプラス $\alpha$ の部分につきましては、この基金から人件費を支出するというのもできる。そういうふう今回の要領の改正で行うことにしております。

本日、要領の改正というものを発出しておりますので、本日からこのメニューが全部使えるようになってございます。

簡単でございますが、地方の消費者行政に対する支援策につきましては、以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見がございましたら、お出しください。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 確認なんですけど、資料1-7の一番下のところに「相談員の報酬は、約150万円から約300万円に」と書かれているくだりがあります。それと次のページの「支援メニュー」の⑧で人件費を支援するとありますが、これまでは人件費に充てられることが難しいのではないかという議論があったんですが、どういうことになって人件費に充てられるようになったのか、もう少し御説明いただければと思います。

○川辺消費者企画課長 この説明でございますが、こういう考え方でございます。

まず150万から300万という地方交付税措置の拡充でございますが、報酬の改善自体につきましては、自主財源で行っていただく。それを裏打ちするために、地方交付税措置を充実させた。こういうことでございます。ただ、それはある意味では恒久的な措置でございますので、自主財源を拡充するというようになっております。

支援メニューでございますが、いわゆる基金でございます、3年間のメニューでございます。この考え方としましては、消費者庁ができ上がって、3年間は急に業務が増えるというところがございます。その間につきまして、急に増えた分の人件費につきましては、3年間きちっと面倒を見るということでございます。その間で地方の自主財源の方も手当てしていただく。そういう考え方に基づいて、この事業は整理されております。

○吉岡委員 要するに、今日、発表された要領を見れば、その辺が書かれているということなんですか。

○川辺消費者企画課長 今日、発出する要領を見れば、細かなことがそれに書いてございます。

○松本部会長 どうぞ。

○藏本委員 ただいまの「支援メニュー」の⑩のところなんですけれども、地方の消費生活センターの支援ということで、商品テストを強化する。これは非常によくわかる内容だと思うんですが、機器を購入する、そして、テストの実施体制強化ということは、人を養成しないといけないと思います。3年間でそういった人を導入して、きっちりテストをできるようにする。その補助は3年間で、あとはどうなるかわからないということであれば、こういうことに対しての取組みは非常にしり込みをされるのではないかという気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○川辺消費者企画課長 このテスト事業ですが、商品テスト機器を実際に購入をしたいという要望がまずあります。結構、商品テスト機器を購入したいという自治体がございます、すごく立派なものというわけではないんですけれども、ちょっと古くなってしまったものとか、中規模程度の機械を入れたいということが幾つかございましたので、その御要望を図ったということです。

それから、これ自体を人の人件費に充てることはできませんが、テスト実施体制強化というのは、いわゆる委託をするということも可能ではないか。地方単独で持つのは難しいところもございますので、それにつきましては、近くの研究機関、大学といったものに委託する必要などもこの中で見れると考えております。

○藏本委員 わかりました。ありがとうございます。

○松本部会長 佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 資料1-1で御説明があったように、今までの案と違って、消費者庁と消費者委員会が並ぶようになったという御説明がありました。

資料1-5「消費者庁及び消費者委員会組織図(案)」というものを見ますと、消費者庁の方はきちんと202名の定員がいるんですが、消費者委員会の事務局は事務局長、参事官と2人となっているんですが、その辺のスタッフはどうなっているのか御説明をお願いします。

○熊埜御堂内閣官房消費者行政一元化準備室参事官 内閣官房の立場でまずお答えをして、その後、設立準備室のお立場でお答えをするという手順になるかと思えます。

内閣官房の立場としては、今、言われたことに関しては、定員上の問題という話になると思えます。

設立準備室の方のお立場としては、実員上、例えば非常勤職員を追加するとか、そういうことは、今後、検討されていくべき事項だと思っております。

今、言われましたとおり、消費者委員会の事務局につきましては、定員上の問題からいいますと、事務局長、参事官を含めて2名のスタッフということで、確かに事務的にそれで回るのかという御議論があるかと思えます。国会の参議院でも御議論があったところがございますし、これに関しては、参議院でも政府の方から御答弁させていただいたとおり、設立準備室ができてから検討していく。具体的には非常勤職員をどのように追加していくとか、具体的な業務のことについてどう考えていくのかということと併せて検討していくということで、附帯決議の参議院の方をごらんいただければと思います。

参議院の附帯決議の3ページ目でございますが、11番のところ「消費者委員会が独立して消費

者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること」とございますので、この附帯決議を具体化していくという作業を設立準備室の方で、これから消費者委員会が立ち上がるまで、もしくは立ち上がってからも含めてですけれども、検討していくと考えているというのが内閣官房の立場で、補足があれば、設立準備室の方から補足していただければと思います。

○田中国民生活局長 今、御説明のあったとおりで、当初、消費者庁の中に設ける、できるだけ小さく産んで大きく育てるということだったものですから、人員も最小限ということだったんですけれども、外に出して、内閣府と消費者庁が並びますということですので、それなりに独立した事務局のスタッフを置かなければいけないということになりました。これは、定員上の問題がございますので、出発するに先立ちまして、先ほどの御説明がありましたように、専門的な非常勤の職員を募集して当たっていただくということを中心に、今、準備作業を始めているところでございます。

○川辺消費者企画課長 済みません。先ほど商品テストのところ、追加させていただきます。

商品テストにつきましては、機器の購入とか委託などができるんですけれども、先ほど人件費が使えないと申し上げましたが、今いる方のは使えなくて「⑧一元化的相談窓口緊急整備事業」のプラスαの部分、商品テストを今までやっていなかったとか、いるけれども人を増やしたいとか、日数を増やしたいとか、この事業につきましては、プラスαの部分については⑧の事業で見ることが出来ます。

済みません。補足させていただきます。

○松本部会長 ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

もしございませんようでしたら、2番目の議題でございます「2 新たな消費者基本計画の策定に向けて」の御議論をいただきたいと思います。

前回の消費者政策部会におきまして、消費者基本計画の在り方について、委員の皆様からいろいろと御意見をいただいたところでございます。また、これまでの消費者基本計画の検証・評価・監視の議論の際にも、いろいろと御意見をいただいております。

資料2は、これまで消費者政策部会等で皆様からお出しいただきました意見を論点ごとにまとめた資料でございます。

新たな消費者基本計画の策定については、消費者庁の創設後、消費者委員会において審議されることとなりますが、その審議の参考とすべく、これまで消費者基本計画の策定や検証・評価・監視に関わってきた当部会におきまして、反省点も含めて御意見をいただきたいと思っております。

なお、本ペーパーは消費者委員会に対して、消費者基本計画の策定に当たって留意すべき論点を当部会としてまとめたものであり、論点ごとに記載の意見が分かれた場合は、両論を記載することにしたと思います。

資料2につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○川辺消費者企画課長 資料2「新たな消費者基本計画の策定に向けて（案）」というものがございます。

今、部会長より説明がございましたけれども、これは消費者政策部会として、今後の消費者委員会において御審議いただくと考えられる新たな消費者基本計画に向けて、その際にどのような論点を留意すべきか、消費者政策部会として希望するという形でお示しするということを考えているところでございます。

前文がでございます。

その後、それぞれ論点として、私どもの方で整理させていただいたものは「1 計画の構成」「2 目標の設定」「3 計画の期間」「4 検証・評価・監視のあり方」「5 その他、計画作成に当たっての留意点などについて」ということでございます。それぞれ今まで消費者政策部会の中で、いろいろと御意見をいただいたものを、議事録及び御意見を賜りながら、今、事務局の方でこんな論点に留意すべきだということをまとめさせていただいたものでございます。

「1 計画の構成」につきましては、消費者政策の重点項目を担当する消費者庁を始めとする関係省庁の役割をきちっと明確にする部分と、具体的な政策の部分の2部構成とすべきではないか。こういった御意見をいただいております。

「2 目標の設定」につきましては、検証機能、いわゆる定量的な目標を設定するとともに、定性的な目標についても、例えば○、×、△みたいな形のわかりやすい指標で評価すべきではないかといった御意見をいただいております。

更に目標の対象ということで、今まで基本計画というものは、主に国の施策を対象にしておりますけれども、それだけではなく、地方公共団体や民間ADRまたは法テラスといった、もう少し広い範囲の消費者施策に関係し得るものについても、目標の対象とすべきではないかといった御意見をいただいております。

続きまして、次のページでございますが「3 計画の期間」につきましては、2ついただいております。

1つは、大体3年ぐらいとする。なぜかという、消費者行政というのは、実施をするまでにそれほど長期間要らないのではないかとということで、3年間ぐらいにするのが適当ではないか。その場合、3年間の中で、例えばローリング方式で毎年のように変えていくというアイデアもあるのではないかと。こういった意見をいただいております。

または、考え方は基本的に同じなのかもしれませんが、中期5か年の計画といたしまして、毎年進捗状況をチェックしまして、毎年更新していくことが大事ではないか。大きな目標は5年間で決めてしまって、それはフィックスしたままで、毎年の進捗状況を点検しつつ、計画を変えていくというやり方もあるのではないかと。こういうような計画の進め方についての御意見をいただいております。

「4 検証・評価・監視のあり方」につきまして、御意見をいただいております。

1つは、今、毎年1回検証・評価・監視をさせていただいているわけですがけれども、これについて、1年に1回ということではなくて経常的に施策をチェックするような仕組みを構築して、検

証・評価・監視の機能をもっと強化すべきではないかといった御意見をいただいています。

また、タイミングの問題でございますが、検証・評価・監視は大体今の時期、いつも7月ぐらいにとりまとめているというのが、これまで3年間のやり方でしたが、もう少し各省の施策に対して影響を与えるような時期、具体的にいいますと秋とか12月とか、それぐらいの時期にすべきではないかという御意見もいただいております。

これは「2 目標の設定」でも出てきたことと同じことだと思いますけれども、客観的な評価指標が必要ではないか。

最後にすべての政策項目ではないのだけれどもということでしたが、いわゆる施策を行う各省庁の自己評価はこれとして、プラス例えば消費者へのアンケートとかヒアリングみたいな、いわゆる第三者による評価を行って、それを組み合わせることで、よりの確に消費者の意見が反映するような検証・評価・監視の在り方があるのではないかといった御意見をいただいたところでございます。

「5 その他、計画作成に当たっての留意点などについて」ですけれども、1つは消費者教育の重要性でございまして、消費者教育につきましては、今までは被害の防止ということに重点が置かれていた。それはそれで極めて重要であるけれども、今後は消費者による社会形成を促進する観点、いわゆる消費者市民社会をつくっていくという観点からの消費者教育というものも重要なのではないか。更にそういった消費者教育を推進するために、新たな枠組みなどを検討すべきではないかといった御意見をいただきました。

2番目は、消費者問題の国際化に関する問題でございまして、特にインターネットなどを利用した場合、国際的な取引、昔では考えられなかったような、個人が国際的な取引に関与することもございますので、もう少し消費者問題の国際化に対応する施策について取り入れるべきではないか。

最後は3法案の附則または附帯決議に盛り込まれた課題についても、消費者基本計画の中に項目として含める必要があるのではないか。

大体このような御意見をいただいているところでございます。

○松本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの(案)につきまして、御意見、御質問等をお出しいただきたいと思います。

水巻委員、どうぞ。

○水巻委員 水巻ですけれども、仕事で途中退席しますので、先に意見を述べさせていただきます。

消費者市民社会の形成につきまして、私は賢い消費者の育成と消費者の自立が必要だと思います。自立については、自ら立つという自立と同時に、自ら律する自律も考えられるのではないかと思います。そういう点を是非教育の中で取り上げていただきたいと思います。

以上です。

○松本部会長 中名生委員、どうぞ。

○中名生委員 まとめていただいた資料2の中の「3 計画の期間」に関して「3年がいいのではないか」という意見は、メモを出せというお話があって、多分、私が提出したメモに基づいて書かれていると思いますので、その趣旨を若干敷衍して申し上げます。

ここに書かれていないのですけれども、議題1の方で、今、ひとしきりお話があったように、今

回の消費者行政の強化では、消費者庁の設置と並んで、地方消費者行政が弱体化しているので、これを強化するというのが大きな柱になっているわけですが、そのために国が何をやるかということで、3年間の集中的な育成強化期間というものが設定されている。だから、平板な時間ではなくて、現在のタイミングで考えると、3年の集中育成強化期間というものを消費者基本計画の中でも1つの期間として位置づけたらいいのではないかとというのが趣旨であります。

したがって、「ローリング方式の導入も視野に入れ」というのは、私は書いていなかったのですが、ほかの委員の方の御意見とドッキングされているのかもしれませんが、そういう趣旨があるということをつけ加えさせていただきます。

○松本部長 品川委員、沢田委員という順でお願いします。

○品川委員 私は「4 検証・評価・監視のあり方」の部分について、2点意見を申し上げます。

1目は、2つ目のボツで各省庁の計画に影響を及ぼすため、時期の見直しが必要というのは、そのとおりだと思いますが、もう少しはっきりと次年度の予算編成前に行うということを是非明示しておくことが必要なのではないか。

先ほどお話があったように、過去3回行ったのは大体7月ごろ、既に予算執行に入って、第一四半期が経過したころに出されるというタイミングですから、それでは影響が及ぶはずがないという感じがしますので、予算編成前ということをはっきりさせた方がよいのではないかとというのが1つです。

2つ目は、同じく「4 検証・評価・監視のあり方」のところですが、明記がございませんけれども、過去3回やったときの経験を思い出してみますと、特に1回目のときは、各省庁の担当の方に直接この場にもお出でいただいて、報告なり検証の説明なりを直接していただくということをおり込んで進めたように思います。それが2回目、3回目になると、各省庁のお話を国民生活局の方に聞き取っていただいて、国民生活局の方がこの場で御報告されるという感じだったと記憶しております。

国民生活局を間に介してとなると、国民生活審議会消費者政策部会の意図というのが、必ずしも各省庁に伝わらないという構造で進んでいるという、ある種もどかしい思いをするというのがその後2回ほどあったというのが私の記憶であります。

そういう点では、今後、特に消費者委員会は司令塔という位置づけもされているということでもありますから、検証・評価・監視に当たっては、関係各省庁が直接この場で説明する、あるいは報告するというを必ずおり込むということをはっきりさせて申し送りしていただく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○松本部長 沢田委員、どうぞ。

○沢田委員 しつこく申し上げたかいがあって、5の中に国際に関する論点を加えていただいたのは、ありがとうございます。

別のお話で、見過ごしてしまったのかもしれないんですが「2 目標の設定」の中の2つ目のボツ、地方公共団体、法テラスと並んで民間ADRの取組みについても対象とすべきというのが加え

られています。私どもは民間ADRの1つなんですけれども、民間ADRの活動についての評価をしていただくのは勿論ありがたいといいますが、構わないと思いますけれども、委託事業ならまだしも、民間ADRが自主的にやっていることに関して、国が計画に勝手に盛り込んでしまわれるのは困ってしまうと思いますので、これはどういう御趣旨かということをお教えいただければと思います。

以上です。

○松本部長 お願いします。

○川辺消費者企画課長 先ほど申し上げましたけれども、基本的に計画というのは国のものです。ただ、考え方として、こういう例が適切かどうかわかりませんが、例えばCO<sub>2</sub>などは民間の活動でございますが、一応国の中でターゲットにするということです。確かに民間ADRを全部一からずっとするのはどうかと思いますが、例えば全体として民間ADRが活性化するか、何件あるかどうかわかりませんが、そういう意味では必ずしも国だけではなくて、民間の活動の誘導目標というのかわかりませんが、その濃淡はあるかと思いますが、そういったところまで目標のカバレッジがあってもいいのではないかと御意見がございました。

ここは確かに国の計画でございますので、多分A案、B案がございますので、先ほども申しましたように、ここの中で結論を決めるということではございませんので、そういう論点があったということで御理解をいただければと思います。

○沢田委員 そういう御趣旨であれば、勿論民間ADRとしても反対する立場にはないんですけれども、表現として、もう少しそれがわかる方がありがたい。民間ADRの個々の活動自体を目標の中に組み込むという意味ではないということがわかるように書きいただいた方がありがたいです。

以上です。

○松本部長 どうぞ。

○堀田大臣官房審議官 先ほど品川さんから御指摘のあった各省の予算編成に影響を与える時期という点に関してなんですけれども、これまで大体4月から6月ぐらいに検証・評価・監視をやっていただいていたと思います。大体各省が予算を固めるのは、8月いっぱいということで、そういう意味で今までのタイミングというのは、私個人としては悪くないと思っていたんですが、品川さんがおっしゃるのは、12月の政府案のタイミングの方がむしろいいという御趣旨でございますか。

○品川委員 従来5か年計画があつて、今年度の場合の検証については、まさに審議官がおっしゃるように、翌年の7月ごろに検証結果が出る。ただ、その検証結果は来年の計画には組み込まれるはずがないわけです。そうだとすれば、そもそも来年の計画に組み込むのではなくて、2年後の計画の中にこれを組み込むべしというお入り込み方です。

そんな意味で、例えば3か年計画で、先ほど中名生委員もおっしゃいましたけれども、ローリング方式ということと、予算編成前に結論をお示しするということの組み合わせで影響を及ぼすような、そういう組み合わせの仕方があり得るのではないかと思いますので、そんなことと併せて御検討いただければと思うわけです。

○松本部部长 消費者政策の骨太方針のようなものを6月に出すことができれば、面白いかもしれないですね。

どうぞ。

○川辺消費者企画課長 先ほど品川先生から担当者の報告、去年も私が担当しておりましたので、私の力不足というところもあるのかもしれませんが、毎年各省の方をお呼びして、検証・評価・監視につきましては、これまでも各省からお答えをしてきたところでございます。先生の方からまだ力不足ということであれば、そこは多々反省するところがあったと思います。一応、申し上げさせていただきます。

○松本部部长 どうぞ。

○吉岡委員 吉岡ですが、2と5に関連することかもしれませんが、従前の基本計画というのは、言わば内閣府を中心とした基本計画の立案だったわけですが、今後、消費者庁ができて、縦割りを廃止して、消費者目線で基本計画をつくっていかねばいかぬということになる場合、今、水巻委員などから出たんだと思いますけれども、例えば消費者教育などを例にとると、消費者教育を充実させようとした場合に、どうしても文科省の指導要領、カリキュラムの中に消費者教育を入れろとか、そういう議論をしようとする、文科省とのすり合わせが必要になってくる。

同じようなことは、例えば安全の面でいえば、安全調査委員会みたいなものをつくれということをおうとすると、国交省とのすり合わせも必要になってくる。情報一元化という、経産省等との議論も必要になってくる。そうすると、消費者基本計画を立案するという、立案をするスタンスというのが変わってくるのではないだろうかと思えます。また、そのところを抽象的にやっていると、国民がわかりやすい計画ではなくなってしまう。

だから、具体的に、今年はこのことをやるんだということを国民にわかるようにするためには、どうしても他省庁とのすり合わせをしながら計画を立案していかねばいかぬということにもなっていくだろうと思うんですが、その辺のところを具体的にどういうふうにするのか。

例えばこの場所だけで文科省の指導要綱、カリキュラムに入れろ、これを基本計画にするんだと言えるのか、またはそういうことを言おうとした場合に、どういうルートで、どういう手続でそういう計画を立案していったらいいんだろうかということが、これから問われることになるんだろうと思うんですが、そのことについて教えていただける方があれば、教えていただきたいと思えます。

○田中国民生活局長 十分なお答えになるかどうかあれなんですけれども、これまでも消費者基本法に基づく消費者基本計画は、閣議決定ということで、内閣の全体の意思一致でございます。したがって、内閣府だけがこう言ったということで決めることはできず、一言一句といたしますか、閣議で決定される文章については、全担当大臣の合意の上で行われている。そういう意味では、調整は行われてきております。

おっしゃるように、これから消費者庁の下で、消費者教育も含めて個別の施策について、今までの計画以上により具体的な目標なりを閣議決定しようとするれば、その過程で、私どもは全力を尽くして、文科省との間での諸調整を行って、合意を得た上で閣議決定をしていくということでございます。調整をして閣議決定をするというプロセスは同じであって、ただ、その中身がより具体的に

なればなるほど、調整に要する労力なりがシビアなものになっていくという理解だと思っております。

○松本部会長 西村委員、どうぞ。

○西村委員 消費者教育に関して、5ですが、意見を出したものをに入れていただいたことはありがたいと思っています。

指導要領との関係でいいますと、今度の指導要領の中にもまだ市民社会的な話は書き込めなかった。残念ながら、反省はあります。それは文科省の中で十分な議論がなされていなかったんだらうと思います。しかしながら、この指導要領は10年変わらないでしょうから、仮に市民社会という言葉が入ってくるとすると、次の10年というすごい先の話になってしまう。若干その辺の心配があります。

ただ、先月、北欧に行く機会がございまして、税金は高いわけですがけれども、まさに教育、医療がただのような、高いリターンというものがあるからこそ、安心して暮らせるような社会、そこで消費者市民社会ということがごく普通のこととして受け入れられている。

そこでの消費者教育の重要な概念は、社会に対する果たすべき役割という部分で、**Taking Responsibility** という言い方がなされていましてけれども、国、生産国あるいは環境に対してとか、どれだけ消費者が責任を持てるのか、また持たなければいけないわけです。それから、社会を構成するさまざまなメンバー、高齢者に対してどれだけ責任が取れるのかということを含めた意味で、広く消費者教育を扱っていく必要がある。

ですから、現行の指導要領レベルでは、まさに被害防止の部分、クレジットとか契約とか多重債務ということが、ようやく入ってきた段階というのが、残念ながらの現状でございまして、更に一歩進めた部分が入ってくるような、推進されるような形でできたらいいと感じております。

以上です。

○松本部会長 中名生委員、どうぞ。

○中名生委員 これもメモを出したので、責任上、趣旨をもうちょっと御説明する方がいいということで申し上げますと、5の「その他」のところの一番最後に書いてある指摘ですがけれども、これは先ほども議題1のところの御報告がありましたけれども、今度の消費者庁設置関連3法案の審議というのは、衆参合わせるとほぼ100時間。これだけ集中して、密度濃く消費者問題というものを立法府で議論したことは、恐らくこれまでないんだらうと思います。

その結果、修正の上、法律は全会一致で可決されたわけですがけれども、なおかつ、それに加えて、こういうことを行政府として検討されたいというのが附則なり附帯決議という形で、これも衆参単純に足すと50項目以上になるわけですから、すべてが検討になじむかどうかは別にして、主なものとしては行政府としても、今後の消費者基本計画を決める上では、配慮して項目を考えるべきだらうというのが趣旨であります。勿論、それ以外の消費者政策というものもありますけれども、立法府の意表としての附則なり附帯決議への配慮は落とさないようにというのが趣旨であります。

○松本部会長 原委員、どうぞ。

○原委員 原でございまして。

5のところの消費者教育で西村先生からお話がありましたけれども、消費者政策だけに限りませんが、教育というのはどの分野でも非常に大切で、特に、今、被害防止のためのいわゆる啓発というのと、消費者教育というものがごちゃごちゃになっている部分があるかと思います。勿論、被害防止の啓発というのは重要なんですけども、基本はやはり学校の時代に消費者としてのきちっとした教育を受けることが重要だと思しますので、学校教育における消費者教育の重要性というものを是非盛り込んでいただきたいと思えます。

○松本部会長 ほかには御意見ございませんか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤（憲）委員 附帯決議はたくさん付いていますので、これを全部実現していただけても大変な計画になると思っております。書かれていない点だと思しますので、あえて、余裕があれば研究テーマとして取り上げていただければありがたいと私が常々思っていることを1点申し上げます。

それは情報の取扱い方であります。危険情報を消費者に発信するところは事業者とか行政のサイドで扱うようになると思いますが、その内容、タイミング、知らせるべき対象の範囲、この辺りを最初にどういうふうに整理するのか。いろんな業種のもをすべて取り扱うようになりますから、消費者目線で見ると、新しいことが出来る可能性があると思っております。

次にそれを伝達していくわけですが、伝達のための手段、媒体がいかにあるべきかという点です。通常は販売チャンネルなどをさかのぼっていくのが一番強いと思うのですが、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどいろいろの手段があるわけですが。あるいは地域の回覧板という方法もあります。このようなパターンあるいは業種であれば、このようなやり方が効果的だということに、いいところ取りをしていければ、かなり効果が上がる可能性があるのではないのでしょうか。

それから、マスコミ報道の取扱い方ですけども、消費者リスクの程度に応じた取扱い方をすると、見ていて良くわかり効果的だと思うのですが、必ずしもそうならないのではないかと感じる場合があります。

例えば、新聞などに、広告、社告などを出しても、新聞の広告欄が社告ばかりになると、恐らくだれも見なくなるわけです。テレビのコマーシャルも全部が危険情報の提供になると、そのコマーシャル自体を全部すっ飛ばして見る人も出てくるのではないかと。そうすると、またイタチごっこで、いろいろな方法を考え出さなければいけない。この辺の研究を続けていく。

それから、次に、消費者がその情報を受け取ったときに、行動にどうやって結び付くかということが一番重要なのですが、いろいろな工夫ができないか。情報の発信から受け取った消費者のアクションに結び付くまで、効果的に、危険な状況を回避し、あるいは回収していくことができればいいと常々思っておりますので、研究テーマとして取り上げていただければありがたいと思えます。

○松本部会長 いかに消費者に適切な情報を届けるかという点では、安全以外の場合でも、同じような問題がいっぱいあると思えます。単に与えれば受け入れられるものではないということで、昨年も内閣府で国際シンポジウムをやりまして、行動経済学と言われている分野の問題を取り上げました。その前はOECDで大規模なシンポジウムが行われたようですが、例の松竹梅とメニューが

あると、何でもみんな真ん中の竹を注文するんだらうという、その学問的な議論のようですが、いかに消費者にきちんと届けるかという観点からの政策をいろいろなところで考えていく必要があると思います。

ほかにございませんでしょうか。

今日お出しいただいた御意見につきましては、資料2の「新たな消費者基本計画の策定に向けて(案)」というものを更にもう少し整理して、加えた上で、消費者政策部会からの報告事項としてまとめたいと思います。委員の皆様につきましては、整理の仕方等について、私の方に御一任いただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、第3の議題でございますが、消費者契約法の見直しに向けた検討を行うため、国民生活審議会消費者政策部会に消費者契約に関する検討委員会を設置するということが、第21次、すなわち現在の国民生活審議会の消費者政策部会第1回会合で合意されました。同委員会において審議した事項につきまして、加納消費者団体訴訟室長より御報告をお願いいたします。

○加納消費者団体訴訟室長 それでは、資料3-1をごらんいただきたいと思います。「消費者契約に関する検討委員会の取扱いについて(案)」ということで、ペーパーをまとめております。

「1. 経緯」のところですが、この委員会は消費者契約法の見直し、その他の消費者契約に関する重要課題を検討することを目的として、この部会に設置されたところです。

その委員会でどういうことを審議したかということなんですが、2段落目ですが、昨年1月、2月に委員会を開催しまして、景表法と特商法に消費者団体訴訟制度を導入するというので、その検討を行いました。そのうちの特に消費者契約法の論点について、検討いたしまして、適格消費者団体の認定・監督及び訴訟手続を消費者契約法に一本化すること等を内容としてとりまとめたところです。これを受けまして、消費者契約法等の一部を改正する法律案が策定されまして、昨年4月に成立した形になっております。

その後の動きとしましては、御案内のとおり、消費者庁の設置関連法案という形に移りまして、ちょうど5月に設立したという形で冒頭御説明申し上げたところですが、3法案の中の1つのいわゆる整備法の中で、景表法、特商法が消費者庁に移管されることになっておりまして、それに伴う所要の改正がされておりまして、消費者契約法及び消費者契約法等の一部を改正する法律につきましても、所要の改正をするという形になって、現在に至っているということになっております。

2ですが、消費者契約法の見直しは非常に重要な課題ではありますが、議論の当初とは環境が非常に変わっておりますので、とりわけ関係法律の移管というものがございまして、そういったことを踏まえまして、今後、消費者庁及び消費者委員会において検討することとして、この委員会は閉会するというところで取扱いをさせていただければと思っております。

御意見をよろしく願いいたします。以上でございます。

○松本部会長 それでは、ただいまの消費者契約に関する検討委員会の御報告につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

藏本委員、どうぞ。

○藏本委員 消費者契約法の見直しというのは、常に継続的に実施していかないといけない事項だ

と認識しています。私自身もこの検討委員会に入っておったんですが、「2」の今回はこの委員会を閉会するというのは理解できるんですが、今後、消費者庁及び消費者委員会において検討するというのは、どちらかが責任を持ってやるというのは決まっているんですか。それともまだそこは不透明というところですか。どちらなのでしょう。

○松本部長 どうぞ。

○加納消費者団体訴訟室長 具体的にはまだ決まっておりません。

○蔵本委員 ただし、継続的に見直しをすることを前提にするということですね。

○加納消費者団体訴訟室長 政府としては検討課題だと思っておりますので、具体的に例えば審議会を設けてとか、そういうことはまだ決まっておりません。

○蔵本委員 組織的な問題はよくわからないんですけれども、消費者庁と消費者委員会のどちらになじむものなんですか。

○加納消費者団体訴訟室長 国民生活審議会の機能は消費者委員会の方に引き継がれるものだと思いますので、調査、審議は消費者委員会の方ではないかと思います。

○蔵本委員 わかりました。ありがとうございます。

○松本部長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

ごさいませんようでしたら、提案のとおり、この検討委員会につきましては、これで閉会することにさせていただきます。

続きまして、消費者安全に関する検討委員会からの報告に移らせていただきます。

消費者安全委員会は、昨年6月30日の消費者政策部会で設置を決定したものであり、消費者庁の設置に向けて消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築、リコール促進のための取組みの強化など重要な課題を御検討いただいております。

本日は、同委員会においてとりまとめられた報告書につきまして、升田委員長及び事務局から御報告をいただきます。

○升田委員長 ありがとうございます。まず私の方から概略を御説明申し上げまして、後に岡田審議官から説明させていただきたいと思っております。

資料3-2をごらんいただきたいと思っております。

末尾に委員名簿がございますけれども、この検討委員会におきましては、多くの委員の方から活発な意見をいただきまして、ようやく意見をとりまとめることができたものでございます。

委員会自身は、昨年9月に審議を開始いたしまして、ワーキンググループの議論を含めまして、合計18回にわたり、調査、審議を行ったという経過がございます。

そして、審議の視点でございますけれども、1ページをごらんいただきますと、2つ大きな視点を掲げております。

第1番目は、消費者行政一元化並びに消費者庁及び消費者委員会発足に向けた動きの中で、消費者の安全・安心の確保をしっかりと位置づけていくということでもあります。

第2番目に、消費者の安全・安心の確保のためには、社会全体の中で消費者、事業者、消費者団体、事業者団体、行政機関、司法機関など、それぞれにおいて取り組むべき課題があり、取り組む

ことが望まれる役割、責務があるという視点を設けたということでもあります。

2 ページ目をごらんいただきますと、そういった問題意識の下で、消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組みの推進のための諸課題について、提言をとりまとめたということでありまして、委員会といたしましては、こういった内容を着実に前進するという方向で検討いただきたいと期待しているということでございます。

元に戻りますけれども、最初の「目次」のところをごらんいただきますと、4つの章からなっております、ただいま御紹介いただきました「第Ⅰ章 はじめに」というところで、基本的な考え方のようなことを書いております。

内容につきましては、第Ⅱ章、第Ⅲ章、第Ⅳ章がございまして、第Ⅱ章で消費者行政の一元化並びに消費者庁及び消費者委員会の円滑な発足に向けた取組みを取り上げて、1、2というもう一つの項目を設けまして、それぞれ検討したものでございます。

第Ⅲ章に消費者及び事業者の取組みと、そういった取組みをどうやって生かしていくかという環境整備の問題を取り上げております。先ほど来議論があります、消費者の自立支援の問題、従来いろいろ議論がございましたリコール促進の取組みの強化の問題を取り上げております。

最後に新たな消費者基本計画に向けた課題ということで、1、2、3ということで取り上げております。

そういった内容につきましては、実は本文の終わり、22 ページになりますけれども、その次に「消費者事故情報一元化システムの全体像(イメージ図)」ということで書かせていただいております。比較的わかりやすく紹介したつもりのものを付けております。

今回のシステムのかなめであります事故情報データベースにつきましても、わかりやすい形でイメージ図をつくっております。

もう一つのシステムのかなめであります事故情報分析ネットワークもイメージ図ということで付けております。

ただいま申し上げました内容というものは、勿論、本文の中で文章として記載はしてございますけれども、わかりやすくということで付けております。

それから、先ほどリコールの問題を申し上げましたけれども、26 ページにリコール促進の共通指針ということで、概要を付けております。

その次にリコール促進の共通指針(案)ということで、具体的な内容を添付させていただいております。

今回の審議の経過を振り返りますと、先ほど最初に紹介いたしましたように、多くの方から活発な意見をお出しいただきまして、多岐にわたる提言を盛り込んだということでもあります。ほかの委員の方の御意向をそのまま的確に反映しているかどうかわかりませんが、私個人といたしましては、是非こういった提言について着実に検討していただいて、実行していただきたく希望しております。

以上であります。

○岡田大臣官房審議官 審議官の岡田でございますが、引き続き、報告書の内容を簡単にかいつ

まんで御説明させていただきたいと思います。時間が限られていますので、本当にかいつまんでということになります。申し訳ございません。

まず3ページを見ていただきたいと思いますが「第Ⅱ章 消費者行政の一元化並びに消費者庁及び消費者委員会の円滑な発足に向けた取組」ということで、一番重要な御指摘をいただいていたのは「1. 消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムのあり方」でございます。これは現在、関係省庁、関係機関において縦割りで保有されているものを、消費者庁に一元的に収集し、分析、究明、発信を行うという体制を整えるべきだということでございます。

真ん中以降「(1) 基本的な考え方」がございまして、4ページ、5ページでそれに当たって特に留意すべき事項について、御指摘をいただいているところでございます。

4ページでは、できるだけ広範に情報を収集して、特に重大な事故の場合については、消費者庁が関係省庁と常時迅速な情報伝達、共有、発信といった対応を図っていく必要があるということ。

4ページの一番下でございますが、単に事故情報を集めるだけではなくて、それが起こっている原因を究明して発生を防止するような観点から、事故発生の状況であるとか、その背景にあるような情報を的確に集めて、それを発生防止につなげていくというような仕組みづくりに努めるべきである。

社会全体としての情報を共有化ということですが、これは集めた情報を消費者の方、事業者の方が容易にアクセスできるような形にして、どういう事故が起こっているのかということ共有して、それが安心・安全につながっていくという形でできないかということでございます。

消費者御自身から情報がこない場合でありまして、その情報を知り得るような立場であります警察、消防、医療機関などから積極的に情報を集めて、その情報を共有するという仕組みづくりにも留意すべきだという御指摘をいただいております。

6ページでございますが、そういった点を踏まえて「(2) 当面の取組」としまして、先ほど升田委員長からも御指摘がありました。事故情報データベースについて取組みを加速すべきであるということ。

情報の受け手であります、消費者生活相談窓口の強化のための相談員の研修などについて配慮すべきであるということ。

事故情報を集めて、それを防止につなげるという観点から、医療機関から特に注意が必要だという情報を整理して、関係の専門家の方と御相談しつつ、原因究明機関でその原因を究明して、発生予防につなげていくというようなシステムの確立を図るべきだという御指摘をいただいております。

現在、消費者安全情報総括官制度というものを実施しているわけですが、それについても、今後、消費者庁ができますと、緊急対策本部という形に移行するわけですが、そういった位置づけをして、一層の連携強化を図っていくべきだという指摘をいただいております。

8ページの「(3) 更なる検討課題」ということでございますが、事故情報の公表、提供のルールのある在り方につきましては、さまざまな問題があるということで、9ページの上でございますが、

今後、内閣府ないし消費者庁において論点をよく整理した上で、情報提供のルールを設定する手続をとられることを期待するという御意見をいただいております。

その次は警察、消防、医療機関からの情報の共有というものについて、積極的に取り組むこと。それから、国際的な情報共有にも努めるべきであるという御指摘をいただいております。

10 ページでございますが、消費生活用製品安全法で重大事故報告・公表制度というものがございます。これにつきまして、製品であっても、この対象になるものとならないものがあるとか、サービスとか施設などは対象になっていないということもありまして、この制度を製品、食品、サービスなどの分野に拡大していくことが必要だという御指摘をいただいております。

ただ、その場合には、それぞれの制度で別途の情報収集の制度が設けられているようなこともありますので、そういう点も踏まえた検討が必要だという御指摘をいただいているところでございます。

11 ページの上でございますが、こうした報告・公表制度の対象になる事故につきまして、現在の制度は一般消費者の生命、身体に関する被害が発生したとか、火災が発生したということを要件にしていますが、必要に応じて、その要件の拡大なども検討してもらうのはどうかということ。

公表の在り方についても、検討が必要だという御指摘をいただいております。

11 ページの真ん中から下ですが、消費者の視点を取り込んだ新たな取組みの展開ということでございますが、具体的には 12 ページでございます。大きく 3 つの点を御指摘いただいております、第 1 は一元的、横断的な視点の重視でございます。この点については、特に食品の分野は行政が縦割りになっているということで、特に食品の安全の確保という点で御指摘をいただいております。それが 12 ページの（1）でございます。

第 2 として、事故の発生をなくしていく視点。

第 3 として、子どもやお年寄りといった生活弱者に配慮する視点という指摘をいただいております。

「（1）食品の安全・安心の確保」でございますが、これにつきましては、13 ページの頭でございます。消費者庁が司令塔となりまして、緊急時には政府全体となって対応するためのリード・エージェンシーとしてイニシアティブをとっていくことが必要だ。

平時においては、消費者の目線から意見を述べ、必要に応じて関係省庁との調整を図っていくことが期待される。

その下でございますが、リスクコミュニケーションなどを通じて、そのリスクの評価であるとか、安全措置というものを消費者にわかりやすく伝えていくということで、果たすべき役割があるという御指摘をいただいております。

食品の被害につきましては、従来の食品衛生という観点から、日常的な対策がとられているんですが、本来では入らないような異物な混入するケースであるとか、不衛生といったことは違う窒息事故によるもの、長期摂取によって被害の発生するおそれがあるようなケースについては、特に留意が必要だというような御指摘をいただいたところでございます。

14 ページは「（2）事故の未然防止につながる原因究明」でございますが、これにつきましては、

事故が発生した場合に警察によりまず刑事責任追及のための捜査が優先されるというケースがあるわけでございます。これにつきましては、事故の未然防止という観点から、関係省庁が警察との密接な連携を図っていくことを通じて、そういった事故の未然防止という観点からの原因究明が行われるような体制の整備が必要だという御指摘をいただいております。

「(3) 安全性に係る基準のあり方」でございますが、これは現在縦割りで、それぞれの観点から独自に安全基準をつくっておりますので、安全基準の設定の手法とか、そういったものが必ずしも一貫していないという御指摘がございます。これにつきましては、消費者の視点から、分野横断的かつ一貫性のある安全基準の指針を示すということを通じて、関係省庁間での取組みの標準化とか共通化の促進を図っていくことを御指摘いただいております。

15 ページは、子どもの事故防止、要介護者、障害者の生活弱者の事故対応という御指摘をいただいております。

16 ページは「第三章 消費者・事業者の取組と環境整備」でございます。

「1. 消費者の自立支援」ということで、消費者安全教育の推進を図っていくということでございます。特に 16 ページの下から 2 番目以降でございますが、現在の消費者教育を見た場合、安全分野の取組みが相対的に手薄になっていたという感があり、具体的な事例の収集、安全・安心に関する知識の総合化、体系化を進めて、安全分野での消費者教育の抜本的な充実を図るべきだという御指摘をいただいているところでございます。

17 ページの(2)でございますが、リスクコミュニケーションにおいて、消費者庁が果たす役割というのは非常に重要だということでございます。

具体的には一番下の段落辺りでございますが、平易でわかりやすい情報伝達に努めるであるとか、リスクコミュニケーションに関与される方の裾野を広げるということで、18 ページの上の辺りですが、一般の消費者も参加しやすいようなリスクコミュニケーションの場を拡充していくことが必要だという御指摘をいただいております。

18 ページの「2. リコール促進の取組の強化」でございますが、先ほど委員長から御説明がありましたように、製品、食品、施設設備の各分野に共通して参考とされるべきリコールの指針を委員会の方でおまとめいただきまして、先ほどの資料のように整理したところでございます。

今後、この指針を基に各対象分野ごとの特性に応じた指針を官民の共同により作成することが望まれるという御指摘をいただいているところでございます。

19 ページの(2)でございますが、リコールをやるといっても、中小企業者は条件に制限があるということですから、そういうものに取り組めるような環境整備をどう図っていくのかということ。

消費者の側からいろんなリコールがそれぞればらばらに行われていますが、それをわかりやすく情報提供できるような仕組みが考えられないかということ。

リコールが適切に行われているかをモニタリングするようなことは考えられないのかというような環境整備のための諸課題の御指摘をいただいているところでございます。

20 ページは「第四章 新たな消費者基本計画に向けた課題」ということです。

20 ページの真ん中の「1. 被害救済の実効性の確保・向上」ということで、これについて検討を

進めていくべきだという御指摘をいただいております。

2 番目として、安全・安心に関する知識の総合化を図って、体系化を図っていくことが必要だという御指摘をいただいております。

22 ページでございますが、国際的な潮流を踏まえた消費者安全法制の在り方に積極的に関わっていく必要があるという御指摘をいただいているところでございます。

お手元に今日御欠席の神田委員から、この検討委員会の報告書について関連する意見ということで1枚の資料が提出されていますので、ごらんいただければと思います。

以上でございます。

○松本部会長 それでは、ただいまの御説明につきまして、神田委員の御意見なども参考にして、御意見、御質問をお出しください。

藏本委員、どうぞ。

○藏本委員 私は19ページの「(2) 環境整備のための諸課題」という部分で、まず2つあります。

1つは、中小事業者がリコールに前向きに取り組むようにすることが必要であるというのは当然のことなのですが、やはりここではマスコミといいますか、新聞とかテレビ、そういったところが高額である。社告を出すにしても高額であるというのが1つネックになると思いますので、そういった部分について、マスコミの協力は必要不可欠だと思います。そういった部分についても、もう少し手軽に社告が出せるような形になることが望ましいのではないかと考えています。

それから、リコール保険制度についてですが、現実にリコール保険というのは、現在、保険会社が各メーカーに勧誘をしているんですが、これも非常に高額である。3年に1回とか5年に1回あるか、どれぐらいの確率であるかわからないものについて、売上高に応じて高額な保険をかけるということで、逡巡する企業が随分ありますので、これなども損害保険会社等の協力を今後仰いでいただくような形にもっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○松本部会長 どうぞ。

○升田委員長 まず私の方からお答えいたします。

マスコミの点ですけれども、今、御指摘の19ページの一番最後の文章をごらんいただきたいと思うんですけれども、委員会の中でも消費者にどうやって的確に情報を伝達することができるかというのは、重要な議論の対象になったわけです。勿論、今回いろいろなシステムができますので、国民が直接アクセスすることができますけれども、やはり社会生活の中におきましては、マスコミの占める位置といいますか、機能が非常に重要であるということはそのとおりでありまして、十分な議論が必ずしも行われたかどうかという点はありますけれども、最後に書いておりますように「情報伝達に極めて大きな位置を占めることから、消費者の安全・安心確保の観点から重大なリコールに関する情報等を迅速に伝達し、消費者の不安や混乱を招かないような努力が期待される」としております。表現ぶりがおとなし目ではありますけれども、もっと強い意見の方もございましたし、またマスコミの方にも今後いろいろと御検討をお願いしたいと思ひている次第であります。

ただ、こういった事故情報をどういう形で、マスコミの方が社会に伝達されるかという点で、事故情報の危険度といいますか、重大度、頻度といったいろんな問題もあるものですから、そういった問題は、今後、更に検討をいただければという具合に考えております。

勿論それだけではなくて、こういったいろいろな情報がシステムとして社会に出ていくわけですが、是非社会全体でそういうものを的確に受け止めていただいて、御利用いただけるようにお願いしたいと思います。

それから、2番目の御指摘のリコール保険ですけれども、これは経済ベースの話になります。勿論、委員会の議論の中では若干出たと記憶はしておりますけれども、特にその点について集中的に議論したということはありませんので、多分、今、御指摘のように、既に保険も提供されておりますし、今後リコール等の問題がもっと社会的に広く浸透していくのであれば、そういった状況を踏まえて、何らかの経済的なベースで落ち着くところに落ち着くということもあり得ると思っております。

以上です。

○松本部会長　どうぞ。

○吉岡委員　今の19ページの一番下のところなのですが、藏本委員の発言というのは、むしろ消費者に迅速に情報を提供するという観点で、マスコミの協力が必要だということで御発言があったと私は理解していました。

この一番下の書き方というのは、マスコミというのは、消費者の不安や混乱を招くことがよくあるんだということをおわせるような表現になっていて、私はちょっと問題なのではないかと思っています。消費者にとっては、あらゆる情報、できるだけ多くの情報を手にし、目にして、そういう中から独自に選択をしていくという考え方が正しい考え方だろうと思うので、消費者に不安や混乱を招くという表現はいかがなものか。むしろ、マスコミと一緒に協力しながら、情報をみんなで共有し合っていこう。そういう観点でマスコミの努力をもらおうという表現にすべきではないかという気がするんですが、いかがですか。

○松本部会長　どうぞ。

○升田委員長　先ほどの御質問で、私もお答えしていなかったところがあるんですけれども、中小事業者等々の問題を御指摘になっていまして、議論の中では、中小事業者に負担になることもあるのではないかと。あるいは風評損害の問題なども指摘されまして、そういった実態を踏まえた議論がありました。

議論としては、先ほどの御指摘の前段に迅速に伝達しと書いておりまして、伝達するというのが前提でありまして、ただ、従来事例を見ますと、やはり不安をあおったり、あるいは混乱が生じたという指摘もあるものですから、そういった点にも配慮するというのを併せてつけ加えているということでもあります。決して、今、御指摘のような趣旨で書いているものではありません。

○松本部会長　今の文章は、情報を迅速に伝達しということが1つの項目であって、それと全く別の問題として、不安や混乱を招かないような形の情報伝達という話があるわけですね。迅速にというのが1つで、それとは別に正確にというのが別途くるということによろしいですか。

○升田委員長 もっと正確にいいますと、伝達は是非お願いしたいという御議論があったと思います。ただし、それが先ほど御指摘のように、全部がマスコミによって本当に伝達されているかという問題はあるものですから、そこでの議論はもっと伝達してくださいという希望が述べられたことはそのとおりです。

他方、議論が別途ありまして、中小事業者とか風評損害のものもあるものですから、過去の事例にかんがみて、そういったことがないようにという期待を表明しているということで、今、部会長から御指摘を受けますと、確かに読み方によっては非常に微妙なところがありますけれども、先ほど申し上げたように、こちらの方は是非伝達してくださいということなんですけれども、マスコミの方が一体それをどう受け止められているのかということは、はっきりそういった議論までではなくて、やはりその点の議論を振り返ってみますと、努力を期待されているように受け取っておられるかもしれませんが、こちらの方では、私個人的には伝達をやっていただきたいという気持ちがあったということでもあります。

○松本部会長 どうぞ。

○藏本委員 2つあると思います。

1つは、マスコミの報道の在り方については、冷静な報道をお願いしたいということが込められると思います。

もう一つは、マスコミの社告等における広告の在り方として、中小事業者が手軽にリコールの社告を打てるようにするために、そういった費用面でマスコミの協力をお願いしたい。

そういった形の2つの意味が込められていると思いますので、その辺は、今、吉岡委員がおっしゃられたように、この書きぶりで行くと、そのようなことが非常に読み取りにくいという御意見かと思えます。吉岡委員、そうですね。

○吉岡委員 はい。

○藏本委員 私もこの末尾の文章では、その部分が非常にわかりにくいという気がいたします。

○松本部会長 それでは、末尾の部分は、もう少し誤解を招かないような形で、今の御指示を入れた形で若干修文させていただくことにしたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○吉岡委員 続けてですが、第Ⅱ章のところ、第Ⅱ章の構成は「(1) 基本的な考え方」というものがまずあって、その後、6ページの「(2) 当面の取組」ということで、事故情報データベースを構築するんだ。そして、8ページの「(3) 更なる検討課題」というところで、情報の公表、提供のルール、潜在的な事故情報の受信、国際的な情報共有など幾つか項目が11ページまで書かれています。

質問なんです、何でここで「(2) 当面の取組」と「(3) 更なる検討課題」の2つに分けたのか。ほかの章では、検討すべき課題とか取り組むべき課題について、整備を検討していくべきだとか、こういうふうにやろうではないかということが並列的に並べられているのに、ここは事故情報データベースだけが当面の取組みで、それ以外はさらなる検討課題ということになっています。むしろ、さらなる検討課題こそが、今、急がれることではないかと前回述べさせてもらったんですが、

それはともかくとして、当面の取組みとさらなる課題、ここだけが2つに分けられている、この見出しのつけ方は、何か意味があるんですか。

○松本部会長 どうぞ。

○升田委員長 文字どおり「(2) 当面の取組」といいますのは、私どもの検討課題は、法律ができる前提で、それを実行するための当面の課題というものを検討したということでありまして、そこで委員の方で一致した内容、とりまとめた内容を当面の取組みということを立てております。

それで「(3) 更なる検討課題」といいますのは、それ以外にも、更に検討すべきものが残っているのではないかと御意見がありましたので、できるだけそれを広く取り込むということで「(3) 更なる検討課題」としてとりまとめて、ここに書かせていただいたということでありまして、この部分については、委員が全員必ずしもそうだということではなくて、検討するというところで、検討課題ということでもまとめたということでもあります。

○松本部会長 どうぞ。

○岡田大臣官房審議官 御承知のとおり、消費者庁になったときに一番の重要な課題は、消費者事故情報をどういうふうに一元化するかということが課題でして、それが緊急の課題だということでもございまして、この部分だけでは具体的にシステムをどうつくっていくのかとか、そういうような情報システムを具体的にどうやっていくのかということがかなり具体的に議論されたということでもございます。

ほかの章で議論されたことは、もうちょっと抽象度が高いというか、そういうことがありまして「(2) 当面の取組」というところだけがかなり具体性を持って検討が行われて、こういうような整理になったということではないかと思えます。

○松本部会長 よろしいでしょうか。

ということは、ほかの章でそれぞれ両括弧で挙げられているレベルのさまざまな項目課題と「(3) 更なる検討課題」の下で両括弧で挙げられているものが大体同じレベルの感覚であって「(2) 当面の取組」というものだけが、発足と同時にすぐという感じのものだという整理でございませぬ。

○岡田大臣官房審議官 大ざっぱにいうと、そういうことです。

○吉岡委員 そうなんでしょうか。例えば第三章とか第四章は、まさに、今、取り組むべき課題なのではないでしょうか。今の説明では、とりあえずは事故データバンクだけをやれば、ほかは後でいいみたいな印象になってしまうけれども、第二章の2とか、第三章、第四章は、いずれもこれからこうやるんだ、私は結構なことだろうと読んでいたんですが、そういう意味では、第二章の1のところだけ当面とさらなる課題の2つに分けてしまうから、かえって誤解を生むので、むしろ、ほかの章と同じように両括弧でやったらいいのではないですかという指摘なんです。

○松本部会長 どうでしょうか。何か適当な案があれば、どうぞ。

○升田委員長 案もないんですけれども、私どもが審議した内容は、今、御説明しているとおりでありまして、ほかのところも併せて読んでいただきますと、重要であるということですから、提言をしているわけでありまして、その提言の中でも、すぐにといいますか、そう遠くない時期に検討

していただいて、実行していただけるものもあるだろうと思いますし、そうでないものもあるわけ  
です。

私どもの理解といたしますか、私や事務局の認識では、私どもの検討委員会の中で何を最終的な案  
としてとりまとめるかというときに、法案が成立するという前提で、その実行のための具体的な方  
策で、しかも、情報の一元化等々の御意見に限ってということでありまして、そこはきっちりまと  
めましょう。その検討の過程で、いろいろ議論が出てきまして、そのこのところで、先ほど御紹介し  
ましたように多岐にわたる意見が出ましたので、それをどうとりまとめるかについては、今回の検  
討委員会の対象内ではないという意見もありましたし、是非取り上げてほしいという意見もありま  
したので、委員の方といろいろ議論をしまして、できるだけ広く取り上げたらどうかということで、  
この報告書（案）ができておりまして、そういった意味で御理解いただければ非常に幸いだと思  
存する次第です。

○松本部会長 ほかの委員の皆様、今の構成について、どのような御意見でしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤（憲）委員 お伺いしたところでは、当面というのがいつまでかというのは、人によってか  
なりニュアンスが違っていたので、新しい組織ができる前提条件、それが機能する前提条件  
であるとすれば、当面というより、これは緊急の取組みとすればいいのではないのでしょうか。

そのほかのテーマは緊急かということと、緊急度はこれほどはないかもしれないけれども、テーマ  
としては、検討すべきテーマになるのではないかとということで列挙されていると受け取りましたか、  
そういうふうに理解してはいけないのでしょうか。

○松本部会長 そういう時間的スパンで分けるか、あるいは（２）を事故データバンクというよう  
な項目でくくってしまうというのも１案かもしれないと思うんですが、いかがですか。

○升田委員長 全員の委員の方の意見を代表してはおりませんが、当時の議論を  
振り返りまして、当面というのは、先ほど私が説明したとおりだと思います。それが当面という言  
葉で的確に反映されているかどうかといいますと、今、いろいろと御指摘を伺いますと、必ずしも  
そういう意味では正確ではないと思います。

さらなるといいますのは、非常に遠いような感じがしますが、検討課題として議論いた  
だいたということは事実でありますので、そういう意味では、当面とかさらなるというところに、多  
分ほかの委員の方もそうこだわられないのではないかと思います。

委員会の審議の中では、何も当面とかさらなるということを殊さら強調して説明したことは一切  
ありませんで、先ほど申し上げたように、法案が整理して、具体的に実現しないといけない。ただ、  
法案がどういう形で実現するかということで、紆余曲折が最後にありましたので、そのこのところは  
やや言葉の表現に迷っていたところがあるかもしれません。

ですけれども、先ほど申しましたように、実態はそのとおりですので、当面とかさらなるという  
ことを削っていただくことは、ほかの委員の方全員の御意向を私も伺っていないんですけれども、  
お許しいただける範囲だとは思っています。

○松本部会長 どうぞ。

○升田委員長 私ばかり発言していますが、(2)と(3)の表現というのは、内容はここに書いたとおりでありますので、皆様御指摘のように「(2)当面の取組」という表現と「(3)更なる検討課題」というのが非常に誤解を生む表現であるということであれば、一切合財まとめて具体的な課題という形にしても、一向に私どもは差し支えないとは思いますが。

今日もそのときの議論に参画いただきました委員の方がおられます。その委員の方が全員を代表していただくわけにはいきませんが、もしお許しいただければ、そういう形でも構わないと思いますし、むしろ、今日おいでの方は、どちらかというところそういう御意見なのかもしれません。

○松本部会長 佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 この部分で一番検討されたのは、事故情報データベースの在り方であって、中身は非常にいろんな議論があって随分やりとりをしまして、中の方を一生懸命やったというイメージが非常に強いんです。

今、升田委員長がおっしゃったように、もしあれだったら、一緒にまとめてしまっても私は全然構わないと思います。

○松本部会長 そうしますと、(2)と(3)という区別はしないで「(2)具体的な課題」ということで、ざっと書いてしまう。そういたしましょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○松本部会長 それでは、そのように見出しを修正させていただいて、(3)はなくすということで処理をさせていただきます。

ほかに御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○吉岡委員 ちょっと外れるかもしれないんですけども、先ほど消費者契約に関する検討委員会というのは廃止するということでしたね。この委員会はどうなるんですか。

○松本部会長 安全委員会ですか。

○吉岡委員 それから、併せてもう一つ質問すると、消費者庁ができたときに、先ほども質問がありましたけれども、消費者安全に関する分野のこういう検討は、消費者庁でやるのか、消費者委員会でやるのかという両方の質問です。

○松本部会長 設立準備室ですかね。

○田中国民生活局長 消費者庁ができてからという話で、今、法律で規定されて決まっている明確にある組織は、審議機関としての消費者委員会があるだけでございます。

先ほど一元化準備室から御説明のありました資料でいいますと、後ろから3枚目のところに「消費者委員会の権限規定について」という一覧表がありまして、膨大な量の内容を審議していただくということになっております。したがって、安全等に関することに関しても、当然、消費者委員会で御審議をしていただいた上で、さまざまな施策を打っていくことになろうと思います。

ただし、消費者委員会の下で、どういう組織でやるかというのは、これは消費者委員会と御相談の上で決めていく話であって、まだ発足しておりませんから、何も決まっていない状況でございます。

○松本部会長 安全の検討委員会はどうなるんだという御質問があったと思いますが、この報告を

部会の報告として御承認いただいて、それを総会の方に御報告申し上げることになりますから、これで安全委員会についても任務は一旦終了で、解散というんでしょうか、これで終了ということになると思います。と同時に、この部会自体もこれで終了ということですから、同時に任務を終えることになると思います。

○吉岡委員 先ほど佐野さんからの質問もあったんですが、消費者委員会の事務局は事務局と参事官が1人いるだけなのかという質問があったこととの兼ね合いなんですが、消費者契約法に関する検討委員会も廃止され、今回の安全に関する検討委員会も廃止されということで、あらゆるものが消費者委員会にいくわけです。今の権限規定を見てもわかるとおり、膨大な作業量を持つ消費者委員会になるわけですね。そこに事務局がないというのは、一体どういうことなのか。

これは国会でも何回か取り上げられて、一体何人になるんだという質問があったりもしていたんですけども、結局、今のところ、まだ1人か2人ということで、本当にこれだけの作業量をこなせるのかという心配があるんですが、その辺はどういうイメージで、消費者委員会を動かしていくという考えなんでしょうか。

○田中国民生活局長 消費者委員会を動かすことは消費者委員会の事項ですけども、事務局体制をどういうふうにするかという点については、先ほど御説明申し上げましたとおり、役所の検討事項でございますが、本年度予算、今、消費者庁を発足させるために法案とともに消費者庁関連の業務の準備としてお願いした定員ということでは、先ほど申し上げた人数しかおりませんけれども、膨大な業務ということでございますので、このところは専門的な知見を持った方を非常勤でどれだけ確保できるかというところで、さまざま努力をこれから始めるところでございます。

できるだけ早くスタートしろと言われていて、冒頭申しましたように、9月にもということでは始めておりますので、立ち上がりのところで、どれだけの人数が確保できるかという点は最大限の努力をいたしたいと思っておりますけれども、本年度に関する限りは、役所の定員という上では正規の職員の枠を確保できなかったもので、業務が円滑にいくように、非常勤の専門の職員を手当すべく努力をしていくところでございます。

○松本部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見がございませんようでしたら、先ほど確認いたしました2点につきまして、すなわち「(2) 当面の取組」と「(2) 更なる課題」というものを一本化してというところと、19ページの最後の文章のところは誤解を与えないような修文をするということで、最終的に報告書を取りまとめて、総会に報告することといたしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。御承認いただけますか。

(「異議なし」と声あり)

○松本部会長 ありがとうございます。

本日が消費者政策部会の最後の部会ということもございますので、間もなく増原副大臣がまいられまして、ごあいさつをされる予定でございますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

(増原内閣府副大臣入室)

○松本部会長 ただいま増原内閣府副大臣にお越しいただきました。

御案内のとおり、消費者政策部会は今回が最終回になります。そこで、増原副大臣から一言ごあいさつをお願いいたします。

○増原内閣府副大臣 本来であれば野田大臣がまいってごあいさつすべきところですが、所用のため、私が代行を務めさせていただきます。

消費者政策部会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

これまでいろんな面で、私どもが消費者行政の推進していく上に当たりまして、御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。この部会は消費者基本計画はもとより、検証・評価・監視等について、いろんな御意見を賜ってきたわけでありまして、本当に心から御礼を申し上げる次第でございます。

本日も升田委員長からいわゆる消費者事故情報の一元化に関するシステム、これは消費者庁ができますと極めて重要な機能を持つシステムでございまして、これについてとりまとめをいただいて、御報告を賜りました。本当にありがとうございました。

御承知のように、5月の末に消費者庁に関連する3法案がとおりまして、衆議院で60時間近く、参議院で30時間、そして、与野党折衝で10時間以上ということでございまして、ギネスブックに載るような34項目の附帯決議も賜りまして、無事成立をいたしました。

これから、総理の御指示で、9月までに消費者庁・消費者委員会を立ち上げるべく頑張ってもらいたいと思っておりますが、これは非常に大きな行政改革だと思っております。どちらかといえば、これまで産業政策とかそういう点に力点が置かれておった国の行政でございまして、それを消費者の目線で、横串をしっかりとさしていくということでございまして、約40年前に環境庁ができましたけれども、それに匹敵する大きな改革であると思っております。司令塔ではございますが、当面、足腰が弱いということを国会審議で随分言われました。地方自治体も含めて、それを強くしていくことが大事と思っております。

消費者事故等の拡大を防ぐ、消費者を救済していく、こういう面について、たくさんの宿題をいただいておりますが、究極的には、各関係省庁がいろんな政策を行う上において、必ず消費者、国民を念頭に置いて、その目線でしっかりとやってもらうことが大事だと思っております。できますれば、消費者事故等がゼロになっていくというのが一番望ましいわけでありまして、そういう意味では、究極の行政改革ではないかと思っております。政府としましては、とにかく9月までに消費者庁及び消費者委員会の創設に向けて頑張ってもらいます。

最後になりますけれども、委員の皆様方におかれましては、これまで本当に有益な御意見や御審議を賜りましたことに、再度厚く御礼を申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○松本部会長 副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、私も本日が部会の最後ということで、一言ごあいさつを述べさせていただきます。

落合先生の後を継ぎまして、前期の第20期の消費者政策部会から2期にわたりまして、部会長を務めさせていただきました。前回の20期のときは、消費者基本計画の検証・評価・監視が始ま

ったところでごさいます、試行錯誤しながら今期まで続けてやってまいったわけですが、まだ一番いい形というものがうまく決まっていけないのではないかと思います。

もう一つ、20期では消費者教育の問題をかなり大きく取り上げたと思います。これも基本法をつくろうという動きが政治の方であって、少しずつ回り始めたかと思います。

21期に入りますと、皆さん御存じのように、消費者庁をつくろうという号令が天の声で下りてまいりまして、行政の総点検の指示が出されて、本来予定をしていた部会としての作業を一旦置いておいて、消費者庁の方向に向けて一生懸命御審議をいただいたと思います。そのような御努力が実を結んで、ようやく消費者庁・消費者委員会が9月から発足することになったわけです。

昔、三橋美智也さんが歌った歌で『おんな船頭唄』というものがごさいます。うれしがらせて、泣かせて、消えたというようなことにならないように、国民目線でしっかりと消費者庁・消費者委員会を監視し、支えていく必要があると思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、これで終了させていただきます。ありがとうございました。